

平成26年3月18日

各位

会社名 日本郵船株式会社
代表者 代表取締役社長 工藤 泰三
コード番号 9101
上場取引所 東証・名証各第一部
問合せ先 広報 CSR グループ長 江黒 孝夫
(TEL. 03-3284-5058)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、平成24年9月6日に、自動車・車両系建設機械等の貨物輸送に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、それ以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。本日、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、法令遵守に努めてきたにも拘らず、このような事態になりましたことを厳粛かつ深刻に受け止め、株主の皆様やお客様をはじめ関係者の皆様に多大なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、北米航路、欧州航路、中近東航路及び大洋州航路における自動車専用船を用いた特定自動車運送業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認すること、当社従業員に対し独占禁止法遵守についての行動指針の周知徹底を図ること、当社内において定期的な研修・監査を実施すること等の措置を採ることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

(1) 納付すべき課徴金の額 : 131億107万円 (合計)

(2) 納付期限 : 平成26年6月19日

当社は、平成24年9月の公正取引委員会による調査開始を受け、同委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、課徴金の一部免除が認められております。

3. 今後の対応

排除措置命令及び課徴金納付命令の内容を慎重に精査し検討のうえ、対応を決定する予定です。

4. 業績への影響

平成26年3月期第3四半期連結累計期間において、独禁法関連引当金繰入額 135 億円を特別損失に計上しており、本件による業績予想への影響はありません。

以上